

受理官庁 MK	国家工業所有権庁 (北マケドニア)	附属書 C MK
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	北マケドニア	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：マケドニア・デナール (MKD)	
送付手数料	MKD 2,700	
国際出願手数料 <sup>1</sup>	1,330 スイス・フランに相当する MKD の額	
30枚を超える1枚ごとの手数料 <sup>1</sup>	15 スイス・フランに相当する MKD の額	
調査手数料	EUR で欧州特許庁に支払われるべき調査手数料に相当する MKD の額。附属書D (EP) 参照	
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	MKD 550	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	MKD 1,000	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要、出願人が北マケドニアに居住している場合 要、出願人が北マケドニアの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	受理官庁に対して手続を行うことが登録されている自然人又は法人	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか?	していない	
受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか?	していない	

1 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される(附属書C (IB) 参照)。